

重 要 事 項 説 明 書

保育の提供の開始にあたり当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	宗教法人 眞如寺
所 在 地	八女市山内508-1
電 話 番 号	0943-22-3213
代表者氏名	園長 水落 清明

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	川崎保育園
施 設 の 所 在 地	八女市山内508
連 絡 先	電話番号 0943-22-3213 FAX 0943-22-3594
管 理 者	園長 水落 清明
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利 用 定 員	満3歳以上の児童 15人 満1歳以上満3歳未満の児童 7人 満1歳未満の児童 3人
開 設 年 月 日	昭和 24 年 10 月 1 日

3 サービスの目的・運営方針

川崎保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地	敷地全体	2 6 4 3, 8 9 3 m ²
	園庭	1 7 8 4, 4 8 0 m ²
園 舎	構 造	木造一階建て
	延べ面積	3 8 4, 4 9 7 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室	2 室	たんぽぽ組（0、1 歳児クラス）
ほふく室		
保育室	3 室	も も組（2、3 歳児クラス） さくら組（4、5 歳児クラス）
遊戯室	1 室	
調理室	1 室	別棟
事務室		

5 職員の設置状況（令和 7 年 4 月 1 日）

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
主任保育士				
保育士	4	4		
子育て支援員	2	1	1	
栄養士・調理員	1	1		
調理員	1	1		兼保育補助

当園では、「八女市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例（平成 2 6 年八女市条例第 2 5 号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（7：00～19：00）
主任保育士	正規の勤務時間帯（7：30～18：30）
保育士	正規の勤務時間帯（7：30～18：30）
子育て支援員	正規の勤務時間帯（7：30～18：30）
調理員	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）

※ ローテーションにより各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。）

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、9時から17時までの範囲内で保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。）

8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚労告141）を踏まえ以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 保育の理念・方針

○ ねらい

仏の心を基本にすえ、「生命（脳）の尊重」の保育を進め、知性（あたま）・徳性（こころ）・体性（からだ）を豊かに備えた「仏の子」を育てることが目標です。この目標を目指して、あそびを通し、知（ことば）・情（こころ）・体（からだ）の三位一体の総合的な幼児教育に取り組みます。

○ 目標

子どもの発達の大柱として、「あたま」「こころ」「からだ」すなわち「知情体」の三つを取り上げることができます。この三つが相まった姿である「脳」がよく発達した姿として、言葉で表現すれば、

『強いあたま』『生きる力』といえると思います。

総合的な発達 → 幼児の知的発達、精神性の発達、身体の発達をも含む人間としての総合発達を目指す

(総合幼児教育研究会)

生きる力 → 「あたま・こころ・からだ」が豊かに発達を遂げ、一人ひとりの子どもが、自分の能力をフルに発揮しながらそれぞれの人生を生きるその基礎となる力

そのような人間性の基礎基盤となる『脳力』を育むために、総合幼児教育研究会（総幼研）の「動きとことばとリズム」を基調とした日々の保育活動の実践を行っているのです。

子ども像

よい声

よい動き

よい表情

イキイキ

キビキビ

ノビノビ

○ 方針

- ① 「知（ことば）・情（リズム）・体（動き）」の三位一体の総合幼児教育を推進します。
- ② 上記の三位一体の教育は、『大脳中心の教育観』に立脚します。
- ③ 子ども一人ひとりが持っている生命力を尊重し、育てる教育を推進します。
(発達本能というべき自らの脳を育む生来の意欲に満ちた存在)
(乳幼児は未熟だが、激しく求め発達する力を内蔵している)
- ④ 「知情体」の調和のとれた教育環境を整え、「動きとことばとリズム」を基調とした最も適切な経験と活発な活動を繰り返し展開することにより、子どもたちは人間として自ら、生きていくための力を獲得していきます。

(3) 送迎

園バスの運行は行っておりません。保護者自家用車等による送迎をお願いします。

※同居の家族以外の来園の場合は、必ず連絡をしてください。

(4) 虐待の防止のための措置

園児の人権の擁護及び虐待の防止をはかるため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じます。

(5) 食事の提供

児童の年齢に応じ以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時50分頃	11時40分頃	15時30分頃	
1歳児	9時50分頃	11時40分頃	15時30分頃	
2歳児	9時50分頃	12時頃	15時30分頃	
3歳児		12時頃	15時30分頃	
4歳児		12時頃	15時30分頃	
5歳児		12時頃	15時30分頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

※ 3歳以上児は、副食費として、月額 4,500 円を現金にて徴収いたします。当月分副食費を所定の封筒にてお渡しください。なお、免除対象の場合においては、徴収いたしません。

※ 3歳以上児の主食費は下表の通りです。ただし、八女市に住民登録がある方については八女市が負担します。市外在住の場合は、以下の金額を実費にて負担いただきます。

3歳児	1,500円
4歳児	1,500円
5歳児	1,500円

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

(1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき

(2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

1 1 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科、消化器科、胃腸科

医療機関の名称	ごんどう内科クリニック
医 院 長 名	権藤 和久
所 在 地	八女市山内 584-1
電 話 番 号	0 9 4 3 - 2 3 - 3 0 1 0

(2) 歯科

医療機関の名称	柳迫歯科医院
医 院 長 名	柳迫 正俊
所 在 地	八女市平田 1 3 の 3
電 話 番 号	0 9 4 3 - 2 4 - 5 5 5 4

1 2 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・責 任 者 水落 清明 ・窓口担当者 水落 晴子 ・ご利用時間 8 : 3 0 ~ 1 8 : 3 0 ・電話番号 0 9 4 3 - 2 2 - 3 2 1 3 - F A X 0 9 4 3 - 2 2 - 3 5 9 4 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
第三者委員 (民生委員児童委員)	内山 朱美 八女市福祉課福祉総務課係 吉野 小夜子 TEL 24-8030 FAX 22-7099
福岡県運営適正化委員会	TEL 092-915-3511 FAX 092-584-3790

1 3 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘 導 灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月 1 回以上実施します。

1 4 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	ニューインディア
保険の内容	傷害・賠償保険
保険金額	30,730円

※詳しくは、別途配布する「〇〇保険のしおり」を御確認ください。

1 5 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動・政治活動・ 営利活動	利用者の思想・信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項 目	内容、負担を求める理由 及び目的	金 額
制 服	園行事で着用	6,000 円
通園リュック	登降園時使用	2,300 円
体 操 服	日常的な保育活動時	1,510 円
体 操 ズ ボ ン	同上	1,230 円

※その他 当園の保育活動時に使用する用品

※上記価格は変更になることがあります。

当園における保育の提供を開始するに当たり重要事項説明書に基づき説明を行いました。

保育園名 : 川崎保育園

説明者職名 : 園長

氏名 : 水落 清明

私は、本書面に基づいて川崎保育園の利用に当たっての重要事項の説明を受け同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所： _____

児童氏名： _____

保護者氏名： _____ 印

児童から見た続柄： _____

※※ 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する以下の医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

児童のかかりつけ医療機関	医療機関名： 診 療 科： 主 治 医： 所 在 地： 電 話 番 号：
緊 急 連 絡 先①	住 所： 電話番号： 氏 名： 続 柄：
緊 急 連 絡 先②	住 所： 電話番号： 氏 名： 続 柄：

□

個人情報使用同意書

下記児童及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・他の保育所等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

川崎保育園

園長 水落 清明 様

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

印

児童から見た続柄：